

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 1 1 月 1 8 日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 1 2 月 4 日から 令和 7 年 1 2 月 1 1 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 1 2 月 1 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 佐賀地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 月 6 日 午前 9 時 5 0 分 場 所 佐賀地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 1 月 1 8 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間経過後に取下や取消等の事情により、開札が行われないこともありますので、ご了承下さい。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4,608,000 3,686,400	一括	921,600	70,348	0
1	3,480,000				
2	1,128,000				
	</				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 唐津市鏡字鎌牟田 |
| | 地 番 | 1 4 3 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 5 6 . 7 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 唐津市鏡字鎌牟田 1 4 3 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 4 3 番 1 |
| | 種 類 | 工場 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 9 1 . 0 9 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 9月 9日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 高 田 翔 太

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地(地番143番3)との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 唐津市鏡字鎌牟田 |
| | 地 番 | 1 4 3 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 5 6 . 7 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 唐津市鏡字鎌牟田 1 4 3 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 4 3 番 1 |
| | 種 類 | 工場 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 9 1 . 0 9 平方メートル |



令和6年(ケ)第54号
令和7年3月27日受理
令和7年4月22日提出

現況調査報告書

佐賀地方裁判所
執行官 三宅智幸

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 唐津市鏡字鎌牟田 |
| | 地 番 | 1 4 3 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 5 6 . 7 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 唐津市鏡字鎌牟田 1 4 3 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 4 3 番 1 |
| | 種 類 | 工場 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 9 1 . 0 9 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」記載のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	☐		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積： ☐		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件建物を工場（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」記載のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「執行官の意見」記載のとおり）		
その他の事項	☐		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 債務者兼所有者	本件不動産は、婦人服の仕上げの工場として、令和6年5月まで、私が利用していましたが、その後は空き家状態となっています。 本件土地は、本件建物の敷地や駐車スペースです。北側道路沿いの部分に井戸がありますが、この井戸は、地域の防火用の井戸となっています。町内会に場所を提供しているもので、撤去等を考えるなら、町内会と相談する必要があります。市の上水道は、市道からつながっており、利用しています。下水道は、公共ますはありますが、接続しておらず、くみ取りを利用していました。 周囲の土地との境界は、北側は水路で画され、南東側は草地が一体化してわかりません。北東側は、法面下の溝までは隣地になると思います。南西側は、法面下までが、本件土地に含まれると思います。いずれも境界の争いはありません。 本件建物は、工場として使っており、1台約30万円くらいの機械が6台ありますが、これらについては、抵当権者から、建物の担保に含まれるので、別に処分してはいけなかったと言われていました。その他の動産類については、なるべく片付けようと思っていますが、余力もないため、残置した物については、買受人の方に処分してもらいたいと思っています。建物の不具合については、約10年前にシロアリ駆除をしましたが、今はまたいるかもしれません。
■ 唐津市 都市計画課 道路河川管理課 上下水道局 担当者	本件土地は、非線引の都市計画区域で用途地域の指定はありません。 本件土地の北西側の道路は、市道室ノ前線です。 上水道は、本件土地北西側から引き込まれています。下水道は、公共ますは設置されています。

その他の事項及び執行官の意見

- その他の事項
記載事項なし

■ 執行官の意見

◇ 本件土地の状況

本件土地は、非線引の都市計画区域で用途地域の指定はない。本件建物の敷地、駐車スペースとなっている（写真1ないし4）。北側角付近に井戸がある。この井戸の取扱いについては、債務者兼所有者の陳述のとおり町内会のやりとりを要すると考えられ、注意を要する。

本件土地の周囲は、北西側を市道室ノ前線（幅員約2.5m～3.8m）に接する。北東側を私有地（地番141番1、地目畑、地積814㎡、第三者所有）に、南東側を私有地（地番143番3、地目宅地、地積373.28㎡、第三者所有）に、南西側を私有地（①地番144番1、地目宅地、地積560.50㎡、第三者所有、②地番144番2、地目宅地、地積277.68㎡、第三者所有）に、それぞれ接している。

◇ 本件土地境界関係

本件土地と隣接地との間は、債務者兼所有者の陳述のとおりと考えられる。南東側は、草地が一体化して境界ははっきりしない（写真6）。北東側、南西側は高低差のある法面となっていて区分されている（北東側：写真4、5、南西側：写真3、7）。北西側は市道との間は、道路が舗装されて区分されている（写真3、4）。

◇ 本件建物の状況

本件建物は平成12年に新築され、債務者兼所有者が、令和6年5月まで、婦人服の仕上げの工場として利用してきた。現在は空き家の状態である。構造や床面積の増減に関わる増改築は見られず、床面積等は登記事項とほぼ一致している。建物の不具合は、経年相応の劣化は考えられるほか、債務者兼所有者によれば、シロアリがいる可能性があるとのことである。建物内の状況は、写真8ないし12のとおりである。なお、債務者兼所有者の陳述等に基づけば、建物内の機械6台は、本件売却対象となるものと考えられる。

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年3月27日 (木) 16:30 — 16:40	執行官室	家屋見取図交付申請（唐津市役所税務課へ使送）
令和7年4月3日 (木) 11:25 — 11:30	佐賀地方法務局唐津支局	公図、地積測量図、建物図面等閲覧申請・写し受領 登記事項要約書交付申請・受領
令和7年4月3日 (木) 11:50 — 12:05	唐津市役所都市計画課、道路河川管理課 唐津市上下水道局	市街化区域等に関する調査 接面道路、水路に関する調査 上水道に関する調査
令和7年4月3日 (木) 13:30 — 13:50	物件所在地	本件土地・建物概観調査、写真撮影
令和7年4月17日 (木) 13:25 — 13:50	物件所在地	本件土地・建物調査、写真撮影 債務者兼所有者と面談 （評価人同行）

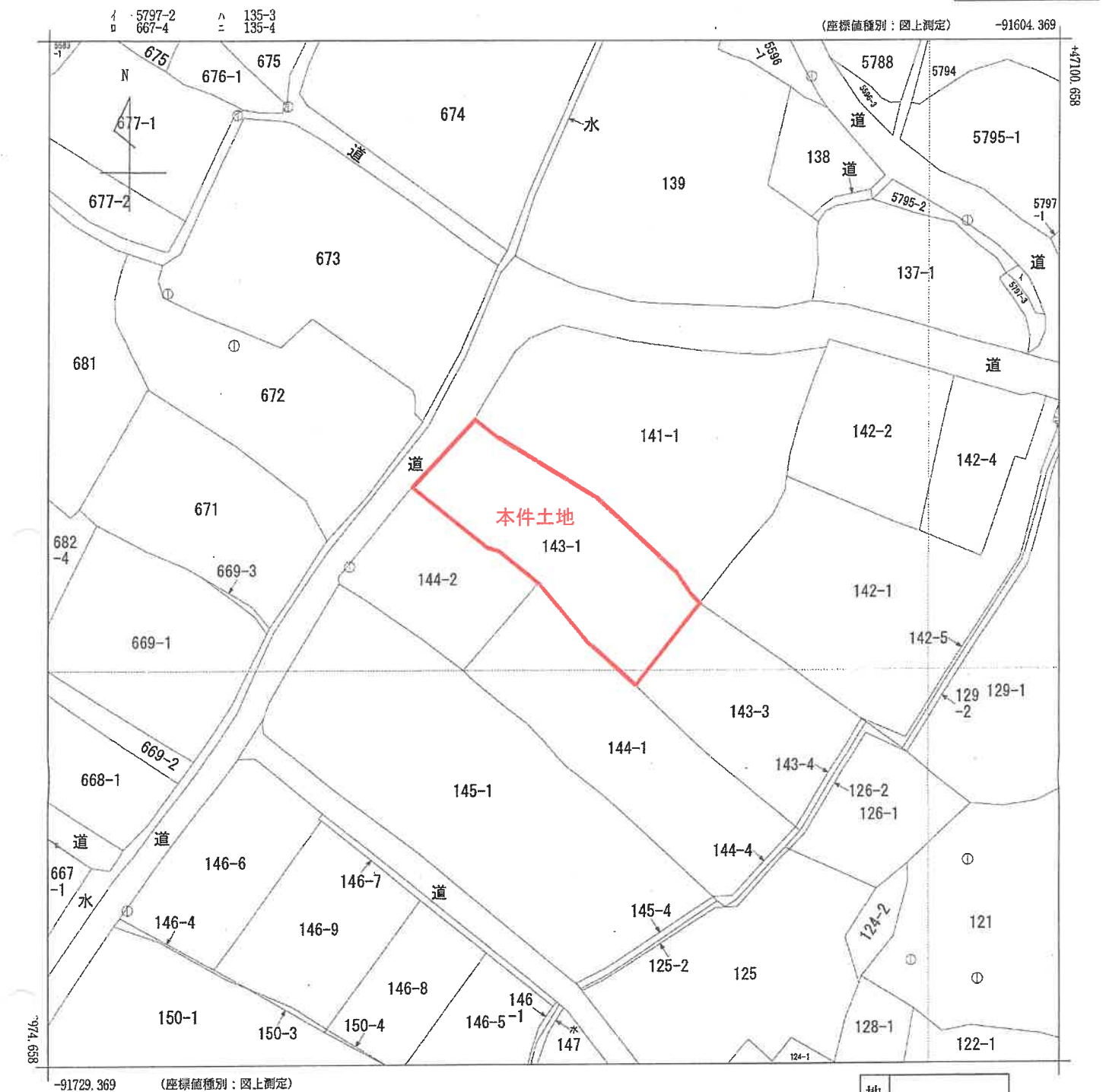
(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐



請求部分	所在地					唐津市鏡字鎌牟田		地番	143番1		
出力縮尺	1/500		精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅱ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和60年1月					備付年月日(原図)	昭和61年9月30日			補記事項	

各階平面図

建物図面

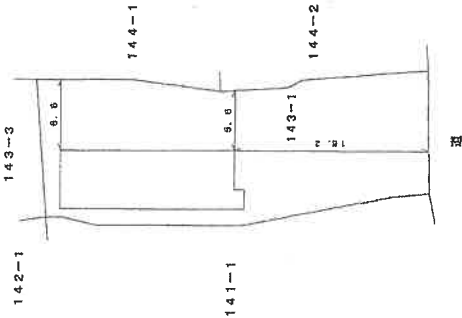
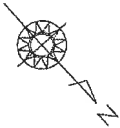
各階平面図

家屋番号	143番1
建物の所在	唐津市鏡字鎌牟田143番地1

求積表

①	5.46 x 16.38	=	89.4348
②	1.82 x 0.91	=	1.6562
計			91.0910

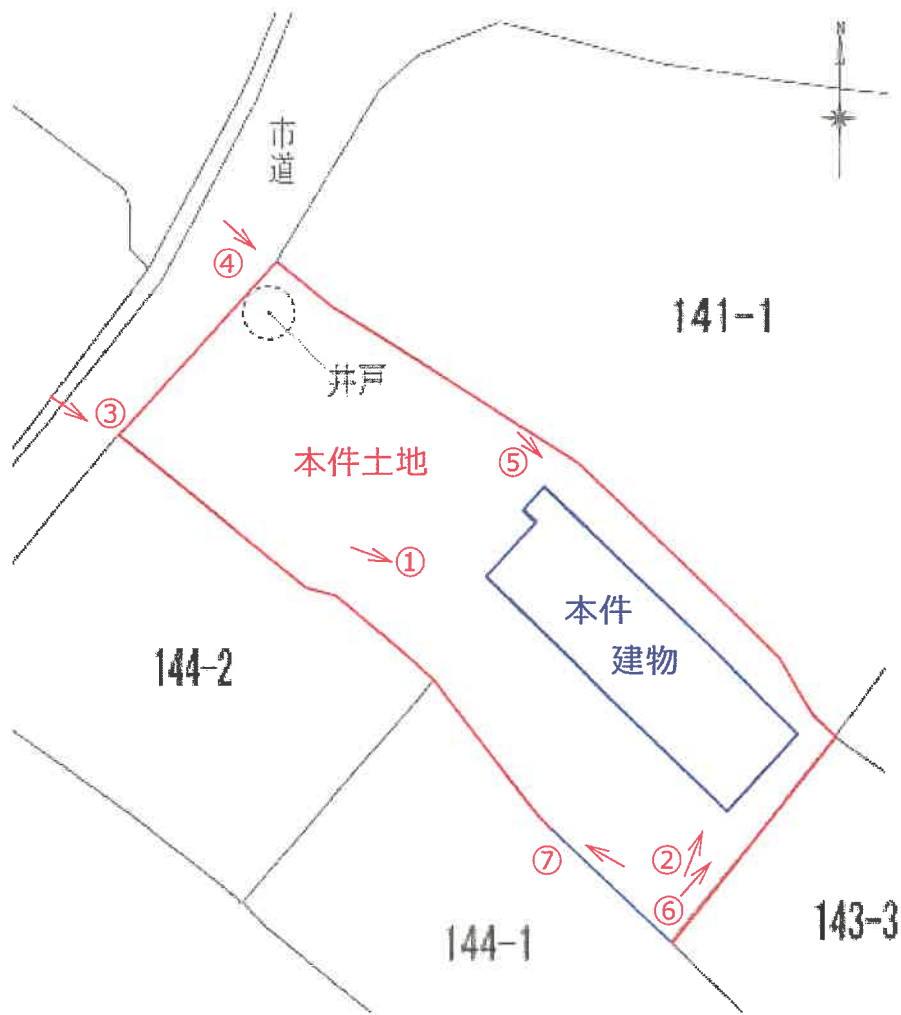
床面積 91.09 m²



単位：m

作成者	土地家屋調査士	縮尺	250	申請人		縮尺	500
(平成26年11月)		(佐賀県土地家屋調査士会用紙)					

土地建物位置関係図
(兼写真撮影方向図)



建物間取図
(兼写真撮影方向図)



(写真 1)



(写真 2)



(写真3)



(写真4)



(写真 5)



(写真 6)



(写真 7)



(写真 8)



(写真 9)



(写真 10)



(写真 1 1)



(写真 1 2)



令和6年（ケ）第 54 号
令和7年4月17日 現地調査
令和7年4月25日 評 価

佐賀地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 清 原 雅 利
(SKK 第 25006 号)

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4,608,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3,480,000 円
物件2（建物）	金 1,128,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 番 地 地 目 地 積	次頁物件目録記載のとおり。	
2	所 在 番 家 屋 号 種 類 構 造 床 面 積	次頁物件目録記載のとおり。	
番号	特 記 事 項		
	特にない		

*現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 唐津市鏡字鎌牟田 |
| | 地 番 | 1 4 3 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 5 6 . 7 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 唐津市鏡字鎌牟田 1 4 3 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 4 3 番 1 |
| | 種 類 | 工場 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 9 1 . 0 9 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R筑肥線「虹ノ松原」駅の南方・道路距離約3.1km 最寄バス停「宇木入口」バス停の北東方・道路距離約220m（徒歩約3分） （附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	目的物件は、唐津市役所本庁の南東方約5.4km圏内（直線距離）に位置し、鏡山南西側の住宅地域内に存する。周辺では、低層戸建住宅が多く見られる。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途指定なし 60%（指定） 200%（指定） 建築基準法22条区域 土砂災害警戒区域
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 そ の 他	456.76㎡ 約11.3m・約36.6m やや不整形 宅盤は概ね平坦だが、地域的にはやや傾斜がある。南西側隣接地（144番1、144番2）とは高低差があり、一部法面部分を含むと見られる。 中間画地
接 面 道 路 の 状 況	北西側で幅員2.5m～3.8m程度の舗装市道（室ノ前線、建築基準法42条2項）に概ね等高接面。	
土 地 の 利 用 状 況 等	「現況調査報告書」記載のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり（建物まで接続済み） ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり（建物へは未接続） （注）供給処理施設における「あり」とは、目的物件の敷地内に引き込みがなされていることをいう。「なし」とは、目的物件の敷地内に引き込みがなされていない場合をいう。「不明」とは、目的物件の敷地内への引き込みがなされているか否か、又は敷地内への引き込みが確認できないものの、現実に供給処理施設を利用している場合等で、将来的に当該施設を利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	① 周知の埋蔵文化財包蔵地（鎌牟田遺跡）の範囲に含まれる。 ② 土壤汚染対策法に規定する有害物質使用特定施設の敷地であった土地は含まない。加えて、現地での外観調査からも、土壤汚染の存在を窺えるような端緒は認められない。なお、厳密な土壤汚染の有無の判定については専門調査機関の調査を要する。 ③ 北側間口付近に井戸がある。債務者陳述によれば、地域の防火用の井戸であり、撤去等の際は町内会と相談する必要があるとのこと。	

特 記 事 項	④ 境界について、南東側隣接地（143番3）とは草地が一体化しており、判然としない。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成12年月日不詳新築 約 25 年 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造スレート葺平家建 スレート等 サイディング等 合板等 化粧石膏ボード等 合板等 電気、給排水、便所（汲み取り）等 業務用アイロン設備（7台）等工場備え付けの機械器具類が存する。
床面積（現況）	「第3目的物件」記載のとおり。	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	工場 「現況調査報告書」添付資料「建物間取図」のとおり。
品 等	劣る	
保 守 管 理 の 状 態	普通	
建 物 の 利 用 状 況	「現況調査報告書」記載のとおり。	
特 記 事 項	① 建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ② 汚水は汲み取りによる。なお、設備、機械器具類等全般について、動作を確認できないため、正常動作するかどうかなどの詳細は不明である。 ③ 工場備え付けの機械器具類については、独立した市場価値は認められない。 ④ 債務者の陳述によると、シロアリがいる可能性がある。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	22,700	0.74	456.76	0.90	6,905,000

総額（円）については、千円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 唐津－2

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 39,800 \text{ 円/㎡} & \times & 100.9 & / & 100 & \times & 100 & / & 100 & \times & 100 & / & 177 & = & 22,700 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 必要なし。

◇ 地 域 格 差 : 街路条件（幅員+14%、連続性等+3%）、交通・接近条件（利便施設等への接近性+8%）、環境条件（住環境等+40%）

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{街路条件} & & \text{交通・接近条件} & & \text{環境条件} & & \text{行政的条件} & & \text{地域格差} \\ 1.17 & \times & 1.08 & \times & 1.40 & \times & 1.00 & = & 1.77 \end{array}$$

イ 個 別 格 差 : 画地条件（規模-7%、形状-3%、奥行長大等-10%、井戸-5%、法面部分等-3%、セットバック-1%）

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{規模} & & \text{形状} & & \text{奥行長大等} & & \text{井戸} & & \text{法面部分等} & & \text{セットバック} \\ 0.93 & \times & 0.97 & \times & 0.90 & \times & 0.95 & \times & 0.97 & \times & 0.99 \\ & & & & & & & & & & \text{個別格差} \\ & & & & & & & & & & = & 0.74 \end{array}$$

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物等と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	90,000	91.09	0.05	410,000

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率：経済的耐用年数はほぼ満了しているため、残価率5%を基本に、経過年数、保守管理の状態等を考慮し、観察減価法による補正を検討して下記のとおり査定した。

$$\begin{array}{l} \text{残価率} \quad \text{観察減価法による補正} \quad \text{現価率} \\ 0.05 \quad \times \quad (1 - 0.00) \quad = \quad 0.05 \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ
1	6,905,000	0.20	法定地上権	1,381,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおり査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格（円） ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算（円） イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評価額（円） (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	6,905,000	- 1,381,000		0.90	0.70	3,480,000
2	410,000	+ 1,381,000	1.00	0.90	0.70	1,128,000
一括価格（合計）						4,608,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：敷地が周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれる点、一部境界が不明瞭である点、建物にシロアリがいる可能性等を勘案し、それぞれ上記のとおり減価を行った。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（唐津－2）

所 在：唐津市鏡字宮ノ原1830番45

価 格：39,800円／㎡

位 置：JR筑肥線「東唐津」駅の南東方道路距離約1.6kmに位置する。

価 格 時 点：令和7年1月1日

道 路 の 状 況：南西側幅員約5.0m舗装市道

地 積：306㎡

供給処理施設：水道、下水

用 途 指 定 等：非線引都市計画区域

第1種中高層住居専用地域（指定建蔽率60%、指定容積率200%）

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い国道背後の既成住宅地域

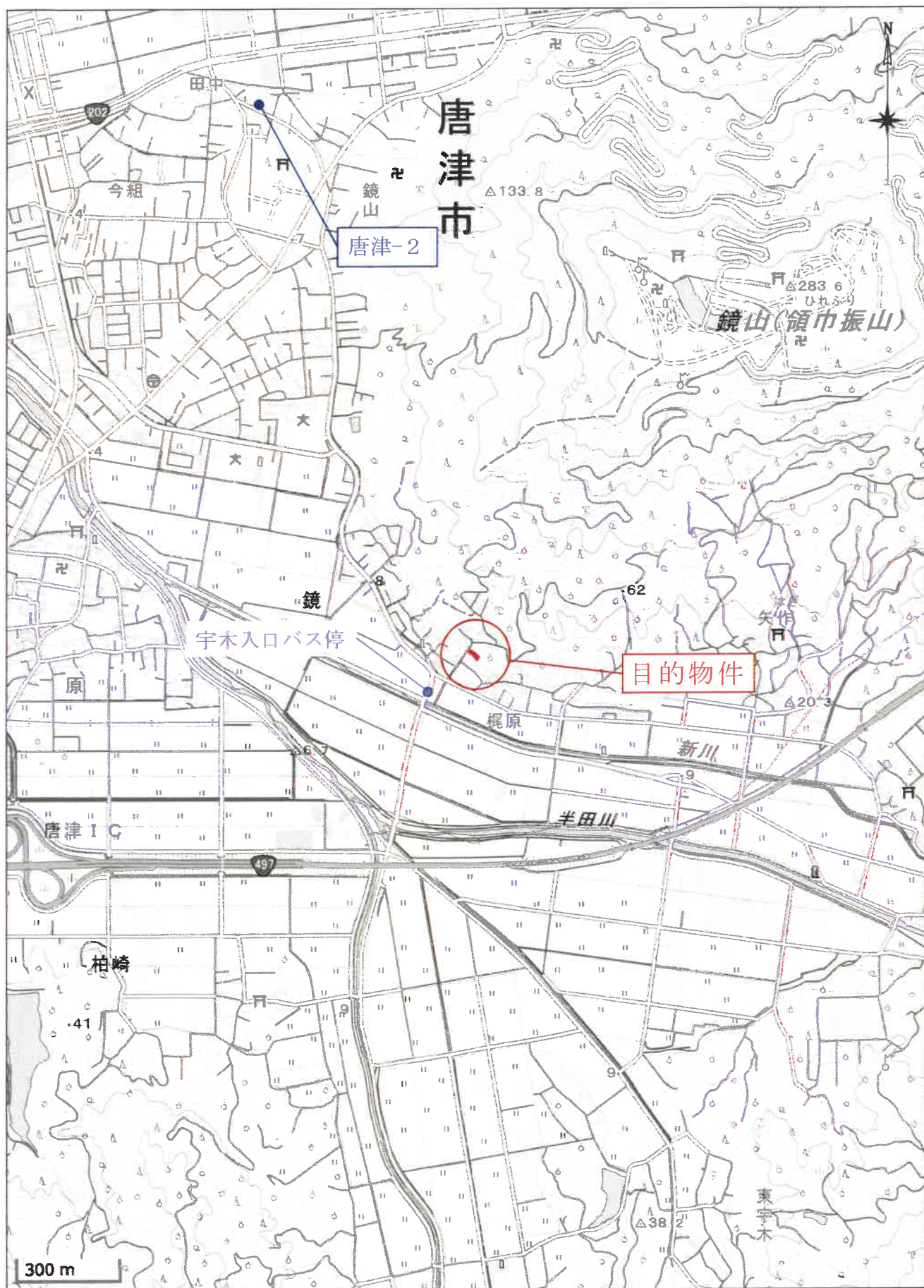
第7 附属資料

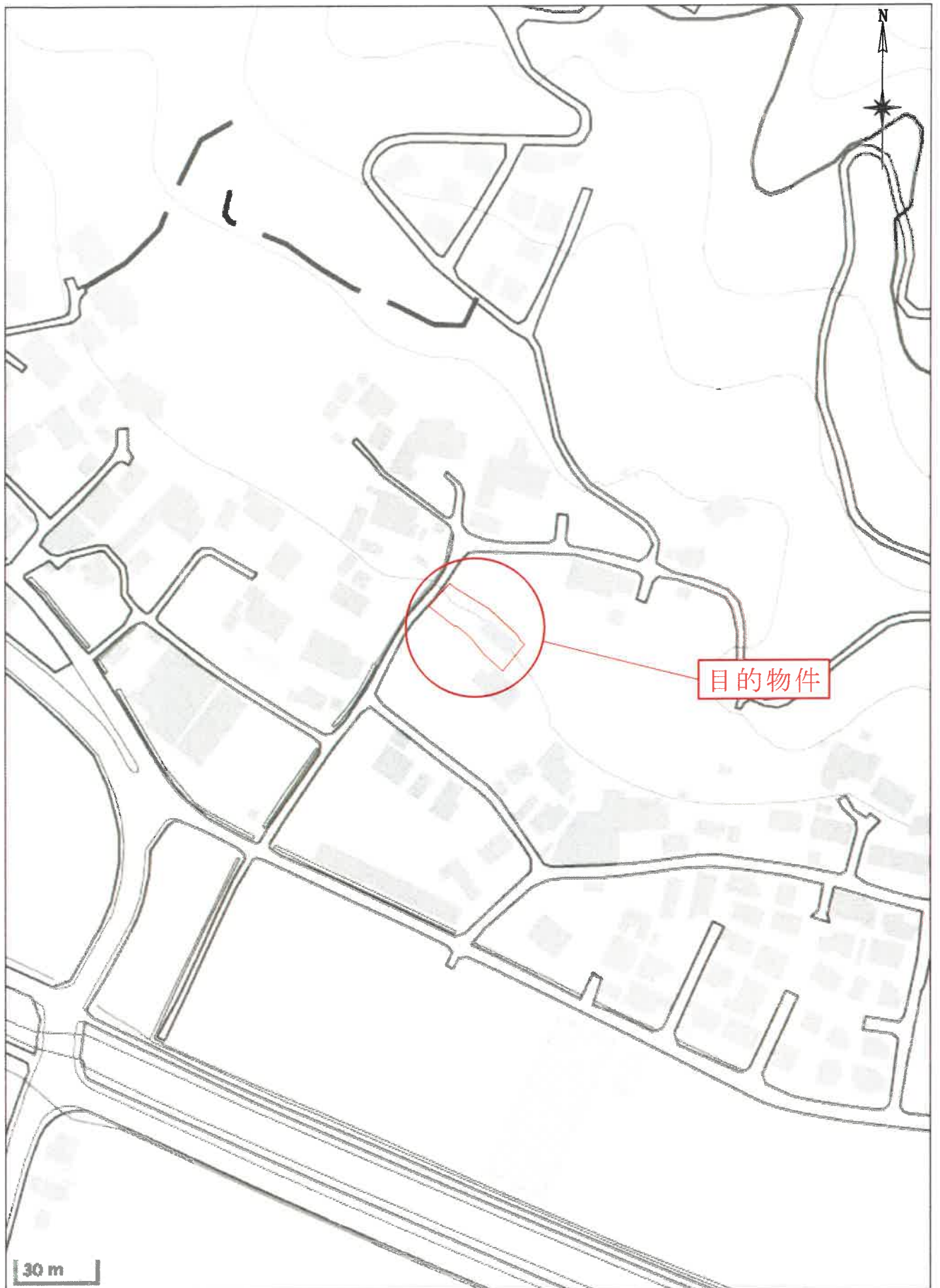
位置図

不動産登記法14条1項地図写

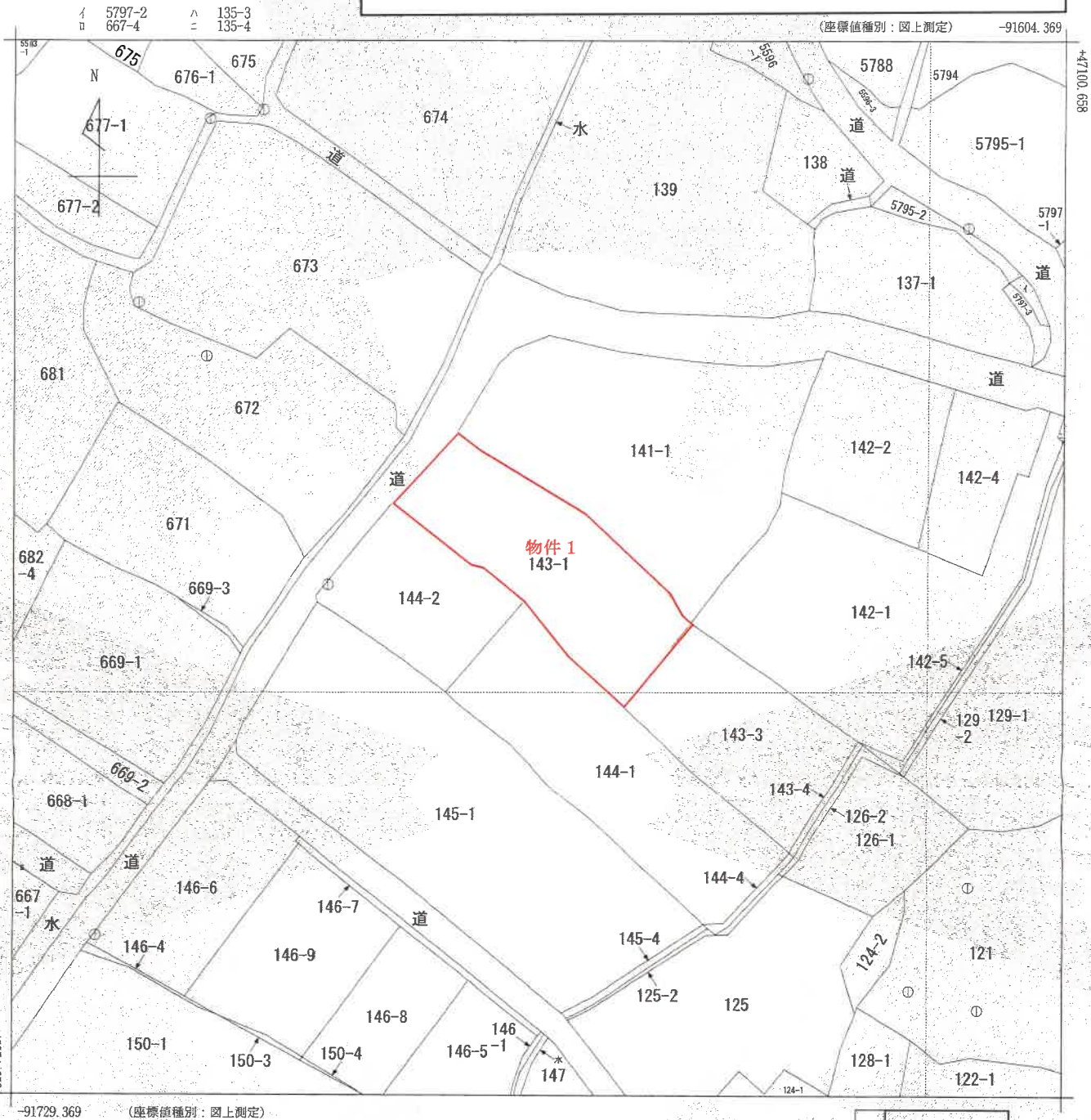
建物図面・各階平面図写

以 上





この図面はA 3サイズをA 4サイズに縮小しています



地番区域見出し
鏡

請求部	所在	唐津市鏡字鎌牟田				地番	143番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅱ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和60年1月			備付年月日(原図)	昭和61年9月30日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(佐賀地方務務局唐津支局管轄)
令和6年12月11日
佐賀地方務務局

請求番号：4-1
(1/1)
登記官

14条1項地図写

登記年月日：平成28年11月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(佐賀地方方法務局 唐津支局管轄)
令和6年12月11日 佐賀地方方法務局

登記官

建物図面・各階平面図写

請求番号：4-2

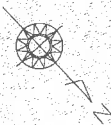
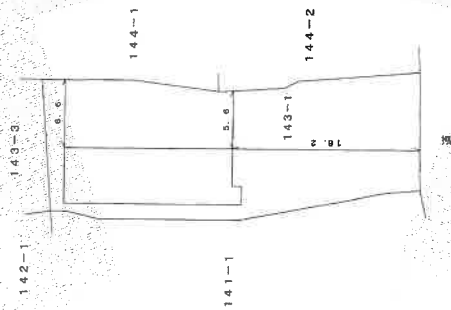
建物図面
各階平面図

家屋番号	143番1
建物の所在	唐津市鏡字鎌牟田143番地1

求積表

①	5.46 × 16.38	=	89.4348
②	1.82 × 0.91	=	1.6562
計			91.0910

床面積 91.09 m²



単位 m

作成者

申請人

縮尺

1/250

縮尺

1/500

(佐賀県土地家屋調査士会用紙)